



楽しみながら交通マナーを学ぼう!!

祝津交通公園に14台のミニカー

祝津交通公園に待望のミニカー十四台（ゴーカート八、バッテリーカー六）が配置されて、小さなドライバーたちの人気を集めています。

これは、よい子たちが、遊びながら交通知識やマナーを身につけて、激しい交通戦争の犠牲者とならないよう、市が四十五年から交通公園の充実をすすめて、このほど本格的にオープンしたものだ。

一周約五百五十メートルの間に信号機、横断歩道、一時停止などの標識があり、どの子もみんな交通ルールを守り、楽しそうに運転していました。

◆：施設の使用は、つぎの要領で行なっていますのでご利用ください。

○施設使用料

▽ゴーカート（ガソリンエンジン）

個人 一周 三十円

団体 一周 二十円（ただし

責任者の引率する二十人以上

の団体に限り）

▽バッテリーカー（蓄電池式）

一回 二十円

○期 間

毎年、四月一日～十一月三十日

毎週月曜日は、休園日（ただし

その日が祝日にあたる時は、

その翌日です）

写真：人気集中のゴーカート

スタートラインで：：

公害から市民を守る 大気汚染対策 大きく前進

いおう酸化物濃度 環境基準内に

昭和四十一年頃を頂点に、室蘭の大気中のいおう酸化物濃度は徐々に減少をはじめ、昭和四十五年では、市内の全測定点で環境基準（昭和四十四年二月閣議決定）の全測定項目に適合しました。これは、室蘭でいおう酸化物の測定開始以来初めてのことです。

規制の強化と 改善努力

室蘭市は、昭和四十一年「ばい煙規制法」の指定都市となり、ばい煙の規制に



大気汚染測定状況表示盤
(室蘭保健所内)

一步を踏み出しました。その後この法律も「大気汚染防止法」（昭和四十三年）に生れかわり規制も強化されました。

さらに、環境基準が設定されますと、全国の汚染状況が一層クローズ・アップされ、環境基準達成のため法改正（昭和四十五年二

月）が行なわれました。この時、室蘭でも排出いおう酸化物量（排出基準で定められている）を、一挙に半減という規制強化がなされました。

しかし一方、環境基準を設定したことにより、各企業でも法にもとづく排出基準の遵守にとどまらず、施設によっては排出基準の二分の一から三分の一以下の排出量に押えるなどの企業の改善努力もありましたので、いおう酸化物濃度が環境基準に適合したものと考えられます。

人の健康を守る 環境基準

環境基準とは、国民の健康を守るための生活環境の許容基準ともいふべきもので、国が専門の学識経験者をおつめ、豊富な資料をもとに審議が重ねられ決定した基準です。

内容としては、短時間であつても長時間であつても「人の健康に害を及ぼすことのない濃度」がこの基準の骨子となっています。

市民の生活を守る 公害防止協定

これまでの室蘭の公害の規制は道知事のもとでおこなわれてきました。これは、法律や条例を運用する権限は、ほとんど国や道にあります。公害防止協定は、この権限がないために生み出された一つ

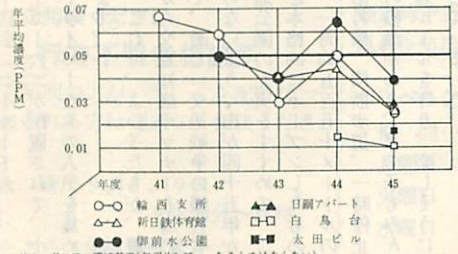
の公害防止対策なのです。市では、日本石油精製の設備拡張にともなう市有地の売却に関し、第一号の公害防止協定を締結し、引き続き既設六社（新日本製鉄・日本製鋼所・日鉄セメント・日本石油精製（日産一萬バレル分）室蘭製鉄化学・播磨耐火煉瓦）とも公害防止協定を締結しました。これにもつき、各社は市と協議して厳しい公害防止のための計画書を作成することになりました。この計画書は、市民の声を十分に反映させた生活と環境を守るといふ基本線にたった公害防止対策を盛り込むことになっており、現在企業と協議をすすめております。どうぞ、市民のみなさんの積極的な協力をお願いします。

環境基準と室蘭市における汚染状況（昭和45年度）

環境基準	測定地点						
	輪西支所	新日鉄体育館	太田ビル	日副水公園	日副アパート	白鳥台	白鳥台
年間を通じて1時間値が0.2ppm以下である時間が99%以上維持されること	99.9	99.9	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0
年間を通じて日平均値が0.05ppm以下である時間が70%以上維持されること	92.8	92.4	99.6	72.1	83.7	100.0	100.0
年間を通じて1時間値が0.1ppm以下である時間が88%以上維持されること	99.0	98.5	99.7	96.1	99.1	100.0	100.0
年間平均値が0.05ppmをこえないこと	0.026	0.026	0.017	0.038	0.029	0.011	0.011
年間を通じて緊急時の措置を必要とする汚染の日数が3%をこえず3日以上連続しない。	0.3	0.3	0	0.3	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0

(市公害課試算)

いおう酸化物年平均濃度推移



注1、基準値：環境基準(年平均0.05ppmをこえてはならない)
 注2、ppm(ピーピーエム)：1m³中に1ml³のいおう酸化物があるとき1ppmという
 注3、いおう酸化物：いおうが燃焼してできる亜硫酸ガスといおうと酸素の化合物の総称



大気汚染防止法改正 水質汚濁防止法施行

大気汚染防止法および水質汚濁防止法施行にもとづく公害発生活施設の届出について

一、大気汚染防止法の改正と水質汚濁防止法の制定

昨年12月のいわゆる「公害国会」で大気汚染防止法が改正され、同時に水質汚濁防止法が制定され、本年6月24日から施行されております。

二、法の目的

大気汚染防止法は、工場や事業場の事業活動にもとづいて発生するばい煙の排出等を規制することにより大気の汚染を防止し、また、水質汚濁防止法は、工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等により、それぞれ住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。

三、法にもとづく届出の義務

この目的を達成するために種々の規定がありますが、あなた（工場・事業主）にとってもっとも関係があるのは、規制の対象地域が全道に広がり、また、いままでそれぞれの法の規制対象となっていなかった施設にも届出の義務が課せられたということです。

四、届出の必要な施設

届出をしなければならない施設は、大気汚染防止法に關しては第一表のばい煙発生施設と、第二表の粉じん発生施設を有している方です。

水質汚濁防止法に關しては第三表の特定施設に該當する施設を有している方です。

五、届出の期限

届出は法によつて、すでに設置している施設および現在工事中の施設は「今すぐに」「これから」あたりに施設を設置する場合は工事着手の60日前までと期限が定められておりますから、その日までに必ず届出を終わってください。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は罰則が適用されます。

六、届出書その他のお問い合わせ

先
届出用紙は左記の場所に用意してあります。また届出について不明な点もそこにお問い合わせください。

市役所公害課公害係
電話(2)1111内線278

第一表 ばい煙発生施設

- 1 ボイラー（熱風ボイラーを含む）伝熱面積10㎡以上

- 2 水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉
- 3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉
- 4 金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉
- 5 金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉
- 6 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉
- 7 石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉
- 8 乾燥炉
- 9 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイトの製造の用に供する電気炉
- 10 廃棄物焼却炉など

第二表 粉じん発生施設

- 1 コークス炉
- 2 鉱物又は土石の堆積場
- 3 ベルトコンベア及びバケットコンベア
- 4 破碎機及び摩砕機
- 5 ふるい

第三表 水質汚濁防止法による届出を要する特定施設

- 1 水産食料品製造業の用に供する施設
- 2 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設
- 3 小麦粉製造業の用に供する施設
- 4 パン若しくは菓子の製造業

- 5 又は製あん菓の用に供する粗製あんもの沈でんそう
- 6 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 7 飲料製造業の用に供する施設
- 8 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設
- 9 めん類製造業の用に供する湯煮施設
- 10 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 11 化学肥料製造業の用に供する施設
- 12 石油精製業の用に供する施設

北海道公害防止施設改善資金貸付します

申請受付中

中小企業等の公害防止施設の改善を図るために必要な資金の貸付申請を受け付けています。

☆ 対象企業等

- イ、工業・建設業
- 資本金五千万円以下、従業員三百人以下の会社及び個人
- ロ、商業・サービス業
- 資本金一千万円以下、従業員五十人以下の会社及び個人

ハ、中小企業団体の組織に関する法律第三条第一項に規定する中小企業団体

ニ、知事が公害防止上特に資金の貸付を必要と認める者
☆ 対象施設等

- 12 セメント製品製造業の用に供する施設
- 13 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- 14 砕石業の用に供する施設
- 15 鉄鋼業の用に供する施設
- 16 電気めっき施設
- 17 自動式フィルム現像洗浄施設
- 18 自動式車両洗浄施設
- 19 し尿処理施設（処理対象500人以上）
- 20 洗たく業の用に供する洗浄施設など

イ、ばい煙及び粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭による公害を防止するための機械器具装置ならびに構築物の設置又は改造
ロ、公害を防止するため、施設を移転する場合に必要な土地建物ならびにイに掲げる機械器具装置及び構築物

☆ 受付期限

九月五日まで

☆ 貸付限度額

一千万円（ただし移転等は二千万円）

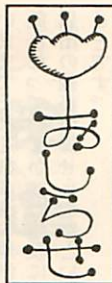
☆ 償還期間

十年以内（二年以内の据置期間を含む）

☆ 利率

年三パーセント（年三分）

※なお、くわしくは市役所公害課又は胆振支庁商工労働課へお問い合わせください。



市立常盤・輪西保育所

英才保育を開始

九月一日から市立常盤保育所と市立輪西保育所で「英才保育」をはじめます。

入所を希望される方は、近くの市立保育所か市福祉事務所社会課へ申込みください。

入所基準

生後六か月以上の赤ちゃんで、その家庭がつかの間の不自由な事情にある場合です。しかし、その家庭で母親以外の人が赤ちゃんの保育をできる場合は除かれます。

① 母親が昼間家庭の外で仕事をするため、赤ちゃんの保育ができない場合

② 母親が昼間家庭で赤ちゃんとはなれて家事以外の仕事をするため、赤ちゃんの保育ができない場合。しかし、父親がその仕事に従事している、かつ、そのための使用人のいる家庭は除かれます。

③ 死亡、行方不明、拘禁などの理由で母親がいない場合

④ 母親が出産前後であったり、病気や心身に障害があったりするため、赤ちゃんの保育ができない場合

⑤ 家庭に長期間にわたる病人や心身に障害のある人がいるため

母親がいつもその看護にあっているため、赤ちゃんの保育ができない場合

⑥ 火災や風水害、地震等の不幸で、家庭を失ったり破損したため、その復旧の間、赤ちゃんの保育ができない場合

※くわしくは保育所または市福祉事務所社会課(②一―一)におたずねください。

心身障害者を扶養される方

共済制度に加入

しませんか

ちえ遅れ、からだの不自由、精神病などの方を持つ保護者に、万一のことがあったとき残された心身障害者の生活安定を図るために「心身障害者扶養共済制度」がありますので、ぜひ加入ください。加入希望者は、市福祉事務所福祉相談係(②一―一)におたずねください。

☆加入できる方
心身障害者を扶養している健康な保護者で年令四十五才未満の方

☆掛金(月額)
三十五才未満 一〇〇〇円
三十五～四十五才 一三〇〇円
四十五才以上 一五〇〇円

☆給付金(月額) 二〇〇〇円
※加入に際しては、障害者の範囲程度が定められております。また収入の少ない方には、掛金を減額したり、免除されますのでご相談ください。

健康保険被保険者証を必ず提示ください

病院・医院で診療を受けるときに、健康保険被保険者証を提示されない方がありますが、被保険者証を提示しないと自費診療となりますので、必ず提示するようにしてください。

また、紛失されたときは、ただちに再交付を受けてください。

早目に連絡ください

粗大ごみの収集

市では、町内会・自治会と話し合い、日程・収集指定場所をきめて一般家庭の粗大ごみを収集しておりますが、まだ、収集されていない地区は、つぎのところへ連絡ください。なお、収集は十月末までに終る予定に計画しておりますので、至急連絡してください。

連絡先

☆蘭西地区(絵鞆)御崎まで
蘭西清掃事業所(②一四八二)

☆蘭東地区(大沢町以北)
蘭東清掃事業所(④五七六六)

道・市民税 第2期

納期限 8月31日

お忘れなく 早目に完納しましょう



＜定時予防接種＞

・8月31日から毎週つぎの会場で行ないます。

火曜日	市役所保健室	13.00～15.00
水曜日	中島支所	〃
木曜日	衛生輪西分室	〃
金曜日	市役所保健室	〃
	本輪西支所	〃

・種目…三種混合(無料) 日本脳炎(1回180円) 破傷風(1回50円)

＜成人病検診＞無料

・期間…8月27日までの毎週

・対象者…30才以上の方

・検査…血圧測定 尿検査 レントゲン検査 個人指導

・会場(期間中毎週)

火曜日	市役所保健室	13.00～15.00
水曜日	中島支所	〃
木曜日	衛生輪西分室	〃
金曜日	本輪西支所	〃

※定時予防接種は中止。日本脳炎、破傷風の予防接種はこの会場で行ないます。

＜ツベルクリン反応検査＞無料

・期間…8月27日までの毎週

月曜日	中島支所	13.00～15.00
火曜日	衛生輪西分室	〃
水曜日	市役所保健室	〃
	本輪西支所	〃

訂正お詫び

八月一日号市政だより(四頁左下隅)の「行方不明者相談所」記事中で「とき八月八・九日」は「とき九月八・九日」の誤りでしたので訂正してお詫びします。

ご相談ください 行方不明者相談所

行方不明の方がいて、ご心配になっておられる方は遠慮なく相談ください。

☆とき 9月8、9日 9時30分～16時

☆ところ 室蘭警察署 TEL②5191

野犬掃とう実施中 飼犬は必ず つなぎましょう